

9 期末手当

6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員並びに基準日前1月以内に退職又は死亡（以下「9 期末手当」及び「10 勤勉手当」において「退職等」という。）した職員に、規則で定める日に支給される手当である。

条例第19条

(1) 支給範囲

(ア) 基準日に在職する職員（基準日に離職し、又は死亡した職員及び新たに職員となった者を含む。）

規則7—14第1条

(イ) 基準日前1箇月以内に退職等をした職員

ただし、(ア) 及び (イ) に掲げる職員であっても、次に該当する者は除かれる。

(i) 基準日において次に該当する者

- a 自己啓発等休業職員
- b 配偶者同行休業職員
- c 無給退職者
- d 刑事退職者
- e 停職者
- f 専従退職者
- g 無給派遣職員（外国派遣職員又は公益的法人等派遣職員のうち、給与の支給を受けていない職員）
- h 育児休業職員（基準日以前6箇月以内に勤務した期間（勤務した期間に相当する期間を含む。）がある職員を除く。）
- i 大学院修学休業職員

(ii) 退職等をした日において、(i) の a から i までに該当する職員であった者

規則7—14第2条

(iii) 退職の後基準日までの間において、次に掲げる者となった者

- a 給与条例の適用を受ける職員
- b 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（以下「9 期末手当」及び「10 勤勉手当」において「特別職条例」という。）の適用を受ける特別職の職員
- c 会計年度任用職員給与条例の適用を受ける職員（期末手当の支給を受ける職員に限る。）

(iv) 退職に引き続き次に掲げる者となった者

- a 国家公務員
(注) 期末手当及び勤勉手当（これらに相当する給与を含む。）の支給について、給与条例の適用を受ける職員としての在職期間を国家公務員としての在職期間に通算することを認めている国家公務員
- b 他の地方公共団体の職員
(注) 期末手当及び勤勉手当（これらに相当する給与を含む。）の支給について、給与条例の適用を受ける職員としての在職期間を地方公共団体の職員としての在職期間に通算することを認めている地方公共団体の職員
- c 公益的法人等退職派遣者
(注) 期末手当及び勤勉手当に相当する給与の支給について、給与条例の適用を受ける職員としての在職期間を当該退職派遣者の派遣先の特定法人（公益的法人等派遣条例第10条に規定する特定法人をいう。以下同じ。）の役職員としての在職期間に通算することとしており、かつ、基準日に相当する日前に特定法人を退職し、その退職に引き続き給料表の適用を受ける職員となった場合に当該職員に対して期末手当及び勤勉手当に相当する給与を支給しないこととしている特定法人への退職派遣者
- d a 及び b に準ずる者として人事委員会が定める職員
(注) 職員の退職手当に関する条例（昭和28年宮城県条例第70号）第7条第5項第2号に規定する一般地方独立行政法人等のうち、期末手当及び勤勉手当に相当する給与の支給について、給与条例の適用を受ける職員としての在職期間を当該一般地方独立行政法人等の職員としての在職期間に通算することとしており、かつ、基準日に相当する日前に当該一般地方独立行政法人等を退職し、その退職に引き続き給料表の適用を受ける職員となった場合に当該職員に対して期末手当及び勤勉手当に相当する給与を支給しないこととしている一般地方独立行政法人等

平成12年通知
第321号

の職員。ただし、これらの一般地方独立行政法人等との業務の必要上、相互了解のもとに行われる計画的な人事交流によらないで、これらの一般地方独立行政法人等の職員となり、又は給料表の適用を受ける職員となった者は、含まれないものとする。

(2) 支給額

〔算出方法〕

$$\boxed{\text{期末手当基礎額 (ア)}} \times \boxed{\text{期別支給割合 (イ)}} \times \boxed{\text{在職期間別割合 (ウ)}}$$

(注) 支給額に1円未満の端数があるときは、切り捨てた額とする ((3) に該当する者を除く)。

(ア) 期末手当基礎額 (注) (基準日現在の額)

- (注) 1 休職、欠勤、部分休業、介護休暇、介護時間、懲戒処分、外国派遣及び公益的法人等派遣により給与を減ざられている場合の期末手当基礎額は、減ざられない給料月額等を基に算定する。
 2 退職者等の場合の期末手当基礎額は、退職等をした日現在において受けていた給料月額等を基に算定する。
 3 育児短時間勤務職員等の期末手当基礎額に用いる給料の月額は、本来のフルタイム勤務時の額に割り戻すこととされている。
 4 期末手当基礎額に1円未満の端数があるときは、切り捨てた額とする。

(i) {(給料月額) + (給料の調整額) + (教職調整額) + (管理監督職勤務上限年齢調整額) + (扶養手当) + (給料月額と給料の調整額と教職調整額と管理監督職勤務上限年齢調整額と扶養手当の合計額に対する地域手当)}

(注) 地域手当に1円未満の端数があるときは、切り捨てた額とする。

(ii) 行政職給料表の職務が3級以上の職員並びに同表以外の各給料表で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員には、{(給料月額) + (給料の調整額) + (教職調整額) + (管理監督職勤務上限年齢調整額) + (給料月額と給料の調整額と教職調整額と管理監督職勤務上限年齢調整額の合計額に対する地域手当)} × $\frac{20}{100}$

を超えない範囲内の割合(役職段階別加算割合)を(i)に加算する(役職段階別加額)。

注) 地域手当に1円未満の端数があるときは、切り捨てた額とする。

【役職段階別加算割合】

給料表	職員	加算割合
行政職給料表	職務の級8級以上の職員	$\frac{20}{100}$
	職務の級7・6級の職員	$\frac{15}{100}$
	職務の級5・4級の職員	$\frac{10}{100}$
	職務の級3級の職員	$\frac{5}{100}$
	職務の級9級の職員	$\frac{20}{100}$
	職務の級8・7級の職員	$\frac{15}{100}$

条例第19条第2項

端数計算法

第2条第1項

規則7-14第8条

条例第19条第4項

規則7-14第9条

条例第19条第4項

規則7-53

第14条

条例第19条第5項

規則7-53

第14条

規則7-14

第4条の3
別表第1

平成12年通知
第321号

公 安 職 給 料 表	職務の級6・5級の職員	$\frac{10}{100}$						
	職務の級4級の職員							
	職務の級が3級の職員 巡査部長の階級にある職員							
	基準日現在(注1)の経験年数(注2) が次の表に掲げる年数以上の職員	$\frac{5}{100}$						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験</th> <th>年数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察官A</td> <td>11年(大学4卒)</td> </tr> <tr> <td>警察官B</td> <td>15年(高校3卒)</td> </tr> </tbody> </table>	試験	年数	警察官A	11年(大学4卒)	警察官B	15年(高校3卒)	
試験	年数							
警察官A	11年(大学4卒)							
警察官B	15年(高校3卒)							
教 育 職 給 料 表 (一)(二)	職務の級4級の職員	$\frac{15}{100}$ 〔学校の規模、所掌する業務の 困難性等を考慮して事務局長 が認める校長の職を $\frac{20}{100}$ 占める職員〕						
	職務の級3級の職員	$\frac{10}{100}$ 〔副校長の職を占める職員 $\frac{15}{100}$ 〕						
	職務の級特2級の職員	$\frac{10}{100}$						
	職務の級2級の職員のうち、基準日現在 の経験年数が10年(大学4卒)以上の 職員	$\frac{5}{100}$ 〔基準日現在の経験年数が26年 (大学4卒)以上の職員 $\frac{10}{100}$ 〕						
	職務の級5級の職員	$\frac{20}{100}$						

研 究	職務の級4級の職員	15 100														
	職務の級3級の職員	10 100														
職 給 料 表	職務の級が2級の職員	5 100														
	研究員の職にある職員															
	基準日現在(注1)の経験年数(注2) が次の表に掲げる年数以上の職員															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試 験</th> <th>年 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学卒業程度</td> <td>10年(大学4卒)</td> </tr> <tr> <td>短期大学卒業程度</td> <td>13年(短大2卒)</td> </tr> <tr> <td>高等学校卒業程度</td> <td>15年(高卒3卒)</td> </tr> </tbody> </table>		試 験	年 数	大学卒業程度	10年(大学4卒)	短期大学卒業程度	13年(短大2卒)	高等学校卒業程度	15年(高卒3卒)						
	試 験		年 数													
大学卒業程度	10年(大学4卒)															
短期大学卒業程度	13年(短大2卒)															
高等学校卒業程度	15年(高卒3卒)															
医 療 職 給 料 表 (一)	職務の級4級の職員	20 100														
	職務の級3級の職員	15 100														
	職務の級2級の職員	10 100														
	職務の級1級の職員のうち、基準日現在の 経験年数が5年(大学6卒)以上の職員	5 100														
医 療 職 給	職務の級7・6級の職員	15 100														
	職務の級5級の職員	10 100														
	職務の級4級の職員	5 100														
	職務の級が3級の職員															
	技術主査の職にある職員															
	基準日現在(注1)の経験年数(注2) が次の表に掲げる年数以上の職員															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>年 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>獣医師</td> <td>10年(大学4卒)</td> </tr> <tr> <td>薬剤師</td> <td>10年(大学4卒)</td> </tr> <tr> <td>栄養士</td> <td>10年(大学4卒) 13年(短大2卒)</td> </tr> <tr> <td>診療放射線技師</td> <td>10年(大学4卒) 12年(短大3卒)</td> </tr> <tr> <td>診療エックス線技師</td> <td>13年(短大2卒)</td> </tr> <tr> <td>臨床検査技師</td> <td>10年(大学4卒) 12年(短大3卒)</td> </tr> </tbody> </table>		職 種	年 数	獣医師	10年(大学4卒)	薬剤師	10年(大学4卒)	栄養士	10年(大学4卒) 13年(短大2卒)	診療放射線技師	10年(大学4卒) 12年(短大3卒)	診療エックス線技師	13年(短大2卒)	臨床検査技師	10年(大学4卒) 12年(短大3卒)
	職 種		年 数													
	獣医師		10年(大学4卒)													
	薬剤師	10年(大学4卒)														
栄養士	10年(大学4卒) 13年(短大2卒)															
診療放射線技師	10年(大学4卒) 12年(短大3卒)															
診療エックス線技師	13年(短大2卒)															
臨床検査技師	10年(大学4卒) 12年(短大3卒)															

料 表 (二)	衛生検査技師	10年 (大学4卒) 13年 (短大2卒)	5	
	臨床工学技師	10年 (大学4卒) 12年 (短大3卒)	100	
	理学療法士 作業療法士	10年 (大学4卒) 12年 (短大3卒)		
	視能訓練士	10年 (大学4卒) 12年 (短大3卒)		
	言語聴覚士	10年 (大学4卒) 12年 (短大3卒)		
	義肢装具士	12年 (短大3卒)		
	歯科衛生士	13年 (短大2卒) 14年 (高校専攻科卒)		
	歯科技工士	13年 (短大2卒) 15年 (高校3卒)		
	あん摩マッサージ 指圧師 はり師 きゅう師 柔道整復師	12年 (短大3卒) 13年 (短大2卒) 14年 (高校専攻科卒) 15年 (高校3卒) 17年 (高校2卒)		
	その他	13年 (短大2卒) 15年 (高校3卒)		
医 療 職 給 料 表 (三)	職務の級6級の職員		15 100	
	職務の級5級の職員		10 100	
	職務の級4級の職員			
	職務 の 級 が 3 級 の 職 員	技術主査の職にある職員 基準日現在(注1)の経験年数(注2) が次の表に掲げる年数以上の職員		
		職 種	年 数	5
保健師 助産師		10年 (大学4卒) 12年 (短大3卒)	100	
看護師		12年 (短大3卒) 13年 (短大2卒)		
准看護師		17年 (高校2卒)		
1 任 期 付 職 員 条 例 第 4 条 第	5号俸以上の給料月額を受ける職員		20 100	
	4号俸及び3号俸の給料月額を受ける職員		15 100	
	2号俸及び1号俸の給料月額を受ける職員		10 100	

第1項の給料表 任期付研究員条例第5条	5号俸以上の給料月額を受ける職員	$\frac{20}{100}$
	4号俸及び3号俸の給料月額を受ける職員	$\frac{15}{100}$
	2号俸及び1号俸の給料月額を受ける職員	$\frac{10}{100}$
2条任期の第5研究料条第5条	全ての職員	$\frac{5}{100}$

備考1 この表の給料表欄の給料表（行政職給料表、医療職給料表（一）、任期付職員条例第4条第1項の給料表、任期付研究員条例第5条第1項の給料表及び任期付研究員条例第5条第2項の給料表を除く。）に対応する職員欄に掲げる職員の属する職務の級のうちそれぞれ最下位の職務の級の1級下位の職務の級に属する職員で、職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会が特に必要と認めるもの（注3）については、加算割合が $\frac{5}{100}$ と定められている職員の区分に属する職員としてこの表に掲げられているものとする。

2 給料表の適用を異にして異動した職員（異動後においてこの表に掲げられている職員に限る。）で、異動後の加算割合が異動前の加算割合を下回ることとなるもののうち、他の職員との均衡及び任用における特別の事情を考慮して人事委員会が特に必要と認める職員については、当該異動後の加算割合に $\frac{5}{100}$ を加えた加算割合が定められている職員の区分に属する職員としてこの表に掲げられているものとする。

3 この表中括弧書を付して示される年数は、括弧書中に規定する学歴免許等の資格を有する者に係る年数を表すものとし、括弧書中に規定するそれぞれの学歴免許等の資格（以下「基準となる学歴」という。）以外の学歴免許等の資格を有する者については、次の（1）～（3）に掲げる年数をその者に係る年数とする。

この場合において、表中、給料表が医療職給料表（二）の職員欄の職務の級3級の表又は医療職給料表（三）の職員欄の職務の級3級の表中の職種欄の職種の区分に対応する同表の年数欄に基準となる学歴が2以上あるときは、その者の有する学歴免許等の資格の属する規則7—3別表第5修学年数調整表の学歴区分欄の区分に対応する同表の修学年数欄の年数（以下「基準年数」という。）に最も近い同欄の年数（以下「近似の年数」という。）の区分に対応する同表の学歴区分欄に属する基準となる学歴（近似の年数の区分に対応する同表の学歴区分欄に属する基準となる学歴が2以上あるときは、これらの基準となる学歴のうち、基準年数に達しない近似の年数の区分に対応する同表の学歴区分欄に属する基準となる学歴）を、その者に係る次の（1）～（3）の適用における基準となる学歴とする。

- （1） 修学年数調整表の学歴区分の基準となる学歴の属する区分に対応する同表の修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数（以下「調整年数」という。）が正となる者 基準となる学歴を有する者に係る年数から調整年数を減じた年数
- （2） 調整年数が0となる者 基準となる学歴を有する者に係る年数
- （3） 調整年数が負となる者 基準となる学歴を有する者に係る年数に調整年数を加えた年数

平成12年通知
第321号

(注1) 基準日前1箇月以内に退職等をした職員にあっては、退職等をした日現在

(注2) ここでいう経験年数とは、規則7-33に規定する級別資格基準表の適用に係る職員の経験年数(規則7-33第8条の規定に基づき経験年数の調整を受ける職員にあっては、その調整前の経験年数)をいう。

(注3) 「人事委員会が特に必要と認めるもの」とは、教育職給料表(一)の職務の級1級の職員のうち、基準日現在の経験年数が19年(高校3卒)以上の職員である。

(iii) 次に掲げる職員(公務災害又は通勤災害による退職者以外の退職者、外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員を除く。)にあっては、下記の区分(区分ごとの割合を「管理職加算割合」という。)に応じ、それぞれ(i)と(ii)の合計額に加算する(管理職加算額)。

- ・ a～dに掲げる職員のうち管理職手当の職の区分が1種の職を占める職員、任期付職員条例第4条第1項の給料表の6号俸以上の給料月額を受ける職員及び任期付研究員条例第5条第1項の給料表の6号俸以上の給料月額を受ける職員

$$\left\{ (\text{給料月額}) \times \frac{25}{100} \right\}$$

- ・ a～dに掲げる職員のうち管理職手当の職の区分が2種の職を占める職員

$$\left\{ (\text{給料月額}) \times \frac{20}{100} \right\}$$

- ・ a～dに掲げる職員のうち管理職手当の職の区分が3種の職を占める職員、任期付職員条例第4条第1項の給料表の5号俸の給料月額を受ける職員及び任期付研究員条例第5条第1項の給料表の4号俸及び5号俸の給料月額を受ける職員

$$\left\{ (\text{給料月額}) \times \frac{15}{100} \right\}$$

- a 行政職給料表の職務の級が8級以上の職員
- b 公安職給料表の職務の級が9級の職員
- c 研究職給料表の職務の級が5級の職員
- d 医療職給料表(一)の職務の級が4級の職員

(イ) 期別支給割合

基準日		6月1日	12月1日	
割	員短定 以時年 外間前 の勤再 職務任 員職用	特定幹部職員	120	120
		以外の職員	100	100
	員短定 以時年 外間前 の勤再 職務任 員職用	特定幹部職員	100	100
		以外の職員	100	100
	員短定 以時年 外間前 の勤再 職務任 員職用	特定幹部職員	67.5	67.5
		以外の職員	100	100
員短定 以時年 外間前 の勤再 職務任 員職用	特定幹部職員	57.5	57.5	
	以外の職員	100	100	
合	任期付職員条例第4条第1項の給料表、任期付研究員条例第5条第1項の給料表及び任期付研究員条例第5条第2項の給料表の適用を受ける職員	<u>165</u> 100	<u>165</u> 100	

(注) 特定幹部職員とは、行政職給料表8級相当以上で、管理職手当の職の区分が1種、2種又は3種の職を占める職員をいう。

(ウ) 在職期間別割合

条例第19条第5項
規則7-14
第4条の4

条例第19条第2項
第3項

任期付職員条例
第5条第2項
任期付研究員条例
第6条第2項

基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて定められる。

在職期間	割 合
6 箇月	$\frac{100}{100}$
5 箇月以上 6 箇月未満	$\frac{80}{100}$
3 箇月以上 5 箇月未満	$\frac{60}{100}$
3 箇月未満	$\frac{30}{100}$

(i) 在職期間

在職期間は、給与条例適用職員として在職した期間とし、次に掲げる者（注）が給与条例適用職員となった場合、a から e までにおいては常勤の職員として在職した期間、f においてはその職員として在職した期間を通算する。

(注) d 及び e にあつては、それぞれ (1) (イ) (iv) c 及び d の (注) を参照すること。

- a 特別職条例の適用を受ける特別職の職員
- b 国家公務員

(注) 次に掲げる場合に該当する者

- ① 国家公務員が国の業務の本県への移管により給与条例の適用を受ける職員となった場合
- ② ①に掲げる場合以外の場合であつて、国家公務員が、業務の必要上、国との相互了解のもとに行われる計画的な人事交流により、給与条例の適用を受ける職員となった場合

c 他の地方公共団体の職員

(注) 他の地方公共団体の職員が、業務の必要上、他の地方公共団体との相互了解のもとに行われる計画的な人事交流により、給与条例の適用を受ける職員となった者とする。ただし、期末手当及び勤勉手当（これらに相当する給与を含む。）の支給について、給与条例の適用を受ける職員としての在職期間を地方公共団体の職員としての在職期間に通算することを認めていない地方公共団体の職員であつた場合を除く。

d 公益的法人等退職派遣者

e b 及び c に準ずる者として人事委員会が定める職員

f 会計年度任用職員（1 週間当たりの勤務時間が 1 5 時間 3 0 分未満の者を除く。）

(ii) 除算期間 次に掲げる期間は、給与条例適用職員として在職した期間から除算する。

a 自己啓発等休業職員として在職した期間の $\frac{1}{2}$

b 配偶者同行休業職員として在職した期間の $\frac{1}{2}$

c 停職期間

d 専従休職の期間

e 育児休業法第 2 条の規定により育児休業職員として在職した期間

(次の①、②の育児休業を除く。) の $\frac{1}{2}$ (参考資料 1 1 参照)

① 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から 5 7 日以内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が 2 以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が 1 箇月以下である育児休業

規則 7—1 4

第 5 条第 1 項

規則 7—1 4

第 6 条第 1 項

第 2 項

〔平成 1 2 年通知
第 3 2 1 号〕

規則 7—1 4

第 5 条第 2 項

② 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から57日以内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

- f 大学院修学休業職員として在職した期間の $\frac{1}{2}$
- g 刑事事件に関し起訴され休職となった期間又は職員の分限に関する条例第2条による休職の期間（ただし、次の①から④までの期間を除く）の $\frac{1}{2}$
- ① 人事委員会が定める公共的機関の業務に従事することによる休職の期間のうち人事委員会が定める期間
- ② 研究職給料表又は医療職給料表（一）の適用を受ける職員のうち専ら研究に従事する職員が、県と共同して行われる研究又は県の委託を受けて行われる研究に係る業務に従事することによる休職の期間のうち人事委員会が定める期間
- ③ 国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。）その他の人事委員会の定める法人において、その職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事することによる休職の期間のうち人事委員会の定める期間
- ④ 職員の分限に関する条例第2条第3号に掲げる事由に該当して休職にされた場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により、職員が公務上の災害若しくは通勤による災害又は派遣職員若しくは退職派遣者の派遣先の業務上の災害若しくは通勤による災害を受けたと認められる場合の当該休職の期間
- h 育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務職員として在職した期間については、育児短時間勤務により勤務しなかった期間の $\frac{1}{2}$
- i 修学部分休業又は高齢者部分休業による承認を受けて勤務しなかった期間の $\frac{1}{2}$
- j 外国派遣条例第3条第1項に規定する派遣職員又は公益的法人等派遣条例第3条第1号に規定する派遣職員のうち、c～dのいずれかに相当する期間についてはその全期間、a又はb、e、h、iのいずれかに相当する期間についてはその $\frac{1}{2}$ の期間

（3）一時差止処分等

- （ア）次のいずれかに該当する者には、（1）にかかわらず、期末手当（（iv）に掲げるものにあつては、その支給を一時差止めた期末手当）を支給しない。
- （i）基準日から支給日の前日までの間に地方公務員法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- （ii）基準日から支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員
- （iii）基準日前1か月以内又は支給日までの間に離職した職員（（i）及び（ii）に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- （iv）（イ）の（i）により支給を一時差止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

条例第19条の2

- (イ) 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で、支給日の前日までの間に離職した者が次のいずれかに該当する場合は、当該支給を一時差し止めることができる。
- (i) 離職した日から支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合
- (ii) 離職した日から支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- (ウ) 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

条例第19条の3
第1項

条例第19条の3
第4項

(4) 支給日

基準日	6月 1日	12月 1日
支給日	6月30日	12月10日

規則7-14第7条
別表第2

支給日欄に定める日が日曜日に当たるときは同欄に定める日の前々日とし、同欄に定める日が土曜日に当たるときは同欄に定める日の前日とする。